○外務省告示第二百六十一号

平成十年九月十日にロッテルダムで作成された「国際貿易の対象となる特定の有害な化学物質及び駆除剤についての事前のかつ情報に基づく同意の手続に関するロッテルダム条約」（以下「条約」という。）の附属書Ⅲは、条約第二十二条5の規定に従い、次のように改正され、その改正は、平成二十三年十月二十四日に効力を生じた。

（平成二十四年三月八日付け国際連合事務総長通報）

平成二十五年七月三十日　外務大臣　岸田　文雄

条約の附属書Ⅲを次のように改める。

1　二・四・五―T、二・四・五―T塩及び二・四・五―Tのエステル化合物の項の次に次のように加える。

アラクロール	一五九七二―六〇―八　駆除剤
アルジカルブ	一一六―〇六―三　駆除剤

2　一・二―ジブロモエタン（EDB）の項の次に次のように加える。

エンドスルファン	一一五―二九―七　駆除剤

○外務省告示第二百六十二号

平成二十五年七月十日にナイロビで、バリンゴ郡村落給水計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換がケニア共和国政府との間に行われた。

1　援助の目的及び内容　バリンゴ郡村落給水計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入
2　贈与の限度額　十億四千二百万円
3　贈与の供与期限　平成三十年十二月三十一日まで
4　署名者

日本側　髙田稔久在ケニア大使
ケニア側　ヘンリー・K・ロティッチ財務長官

平成二十五年七月三十日　外務大臣　岸田　文雄

○外務省告示第二百六十三号

平成二十五年七月十日にナイロビで、ナロック給水拡張計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換がケニア共和国政府との間に行われた。

1　援助の目的及び内容　ナロック給水拡張計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入
2　贈与の限度額　十三億二千二百万円
3　贈与の供与期限　平成三十年十二月三十一日まで
4　署名者

日本側　髙田稔久在ケニア大使
ケニア側　ヘンリー・K・ロティッチ財務長官

平成二十五年七月三十日　外務大臣　岸田　文雄

○外務省告示第二百六十四号

平成二十五年七月十一日にビシュケクで、人材育成奨学計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換がキルギス共和国政府との間に行われた。

1　援助の目的及び内容　人材育成奨学計画を実施するために必要な役務の購入
2　贈与の限度額　二億千二百万円
3　贈与の供与期限　平成三十年十二月三十一日まで
4　署名者

日本側　小池孝行在キルギス大使
キルギス側　オリガ・ラヴロヴァ財務大臣

平成二十五年七月三十日　外務大臣　岸田　文雄

○外務省告示第二百六十五号

平成二十五年七月十一日にビシュケクで、ビシュケク―オシュ道路クガルト川橋梁（りょう）架け替え計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換がキルギス共和国政府との間に行われた。

1　援助の目的及び内容　ビシュケク―オシュ道路クガルト川橋梁（りょう）架け替え計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入
2　贈与の限度額　十一億九千六百万円
3　贈与の供与期限　平成三十年十二月三十一日まで
4　署名者

日本側　小池孝行在キルギス大使
キルギス側　オリガ・ラヴロヴァ財務大臣

平成二十五年七月三十日　外務大臣　岸田　文雄

○外務省告示第二百六十六号

平成二十五年七月十九日にルサカで、ザンビア共和国におけるコールドチェーン展開計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換が国際連合児童基金との間に行われた。

1　援助の目的及び内容　コールドチェーン展開計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入
2　贈与額　二億二千百万円
3　署名者

日本側　江川明夫在ザンビア大使
国際連合児童基金側　イヨラムン・ウーア在ザンビア事務所代表

平成二十五年七月三十日　外務大臣　岸田　文雄

○厚生労働省告示第二百六十号

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則（平成十年厚生省令第九十九号）別表第一の三の項の第三欄第二号イの規定に基づき、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則別表第一の規定に基づき厚生労働大臣が指定する狂犬病の発生していない地域（平成十六年厚生労働省告示第三百三十九号）の一部を次のように改正する。

平成二十五年七月三十日　厚生労働大臣　田村　憲久

「アジア地域　台湾」を削る。

○厚生労働省告示第二百六十一号

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則（平成十年厚生省令第九十九号）別表第一の第五項の第三欄第二号の規定に基づき、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則別表第一の規定に基づき厚生労働大臣が指定する地域（平成十六年厚生労働省告示第三百四十号）の一部を次のように改正する。

平成二十五年七月三十日　厚生労働大臣　田村　憲久

「アメリカ合衆国（ニューヨーク州を除く。）」を「アメリカ合衆国（アーカンソー州、ウィスコンシン州及びニューヨーク州を除く。）」に、「タジキスタン　デンマーク」を「タジキスタン」に、「フランス　ブルガリア」を「フランス」に改める。

○農林水産省告示第二千三百三十九号

農業改良資金融通法（昭和三十一年法律第百二号）第九条第四項の規定に基づき、平成二十三年二月一日農林水産省告示第三百八号（農業改良資金融通法第九条第四項の規定に基づき、農林水産大臣が定める利率を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十五年七月三十日　農林水産大臣　林　芳正

表株式会社日本政策金融公庫の項中

「

平成二十五年一月一日から平成二十五年三月三十一日まで	年一分二毛

」を